

申告書にはマイナンバーの記載が必要です!!

平成28年分から所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、



マイナンバーの記載 +



本人確認書類の 提示又は写しの添付

が必要です

本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）
などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税に関するマイナンバー制度の最新情報は、国税庁HPで確認できます。

国税庁 マイナンバー

検索

ご意見・ご質問等がある場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

（電話相談時間／午前8時30分～午後5時（土日祝を除く））